

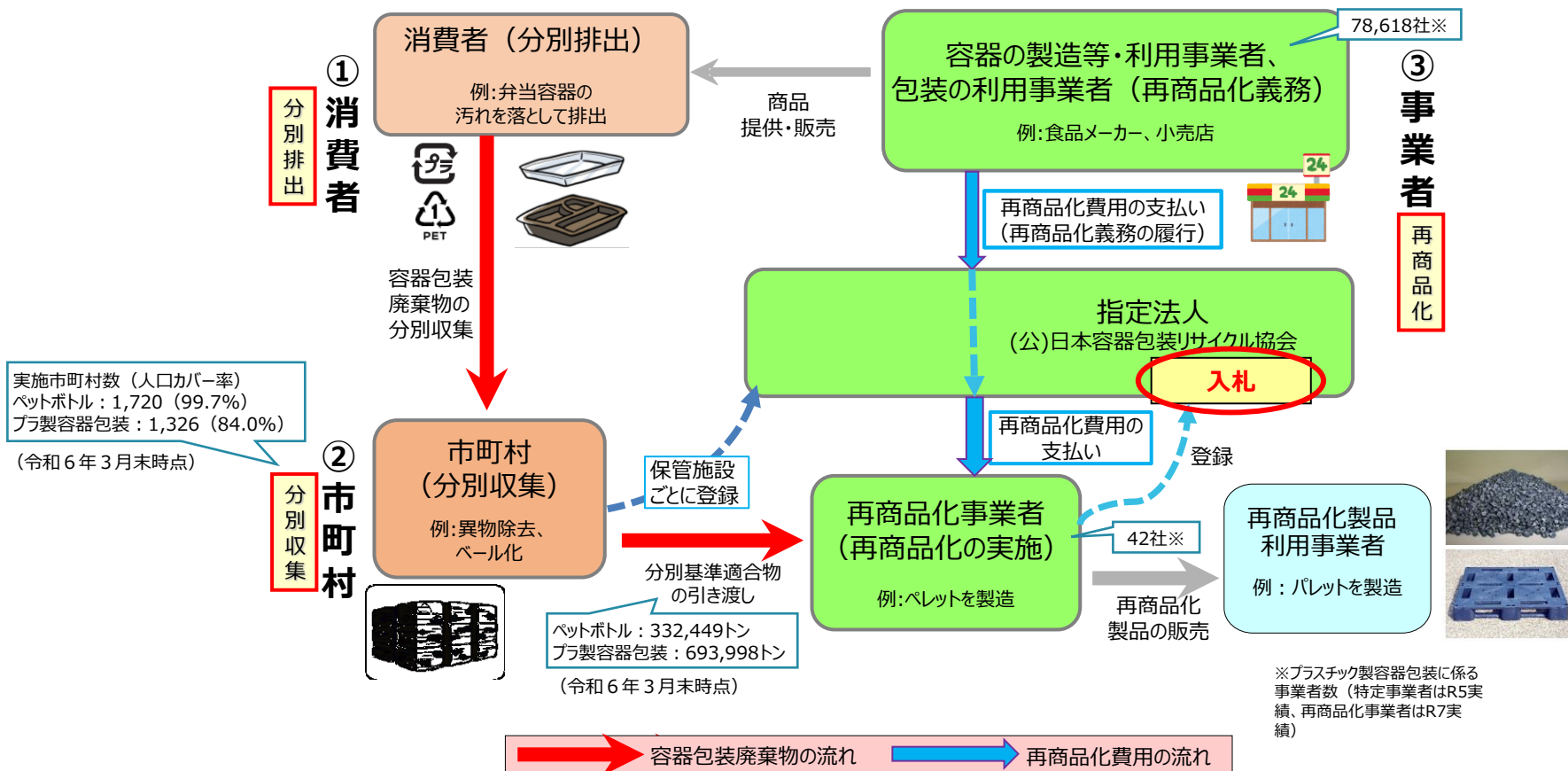


容器包装リサイクル法 入札制度の見直しについて

環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室

容器包装リサイクル法の概要（平成7年6月公布、平成9年4月完全施行；平成18年改正）

- 容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装は家庭から分別して排出され、市町村が収集したプラスチック製容器包装は、特定事業者（容器包装の製造・利用事業者）の費用負担でリサイクルされている。
- 指定法人（環境省・経産省等が監督）が、毎年度、入札でリサイクル事業者を決めてリサイクルを実施。



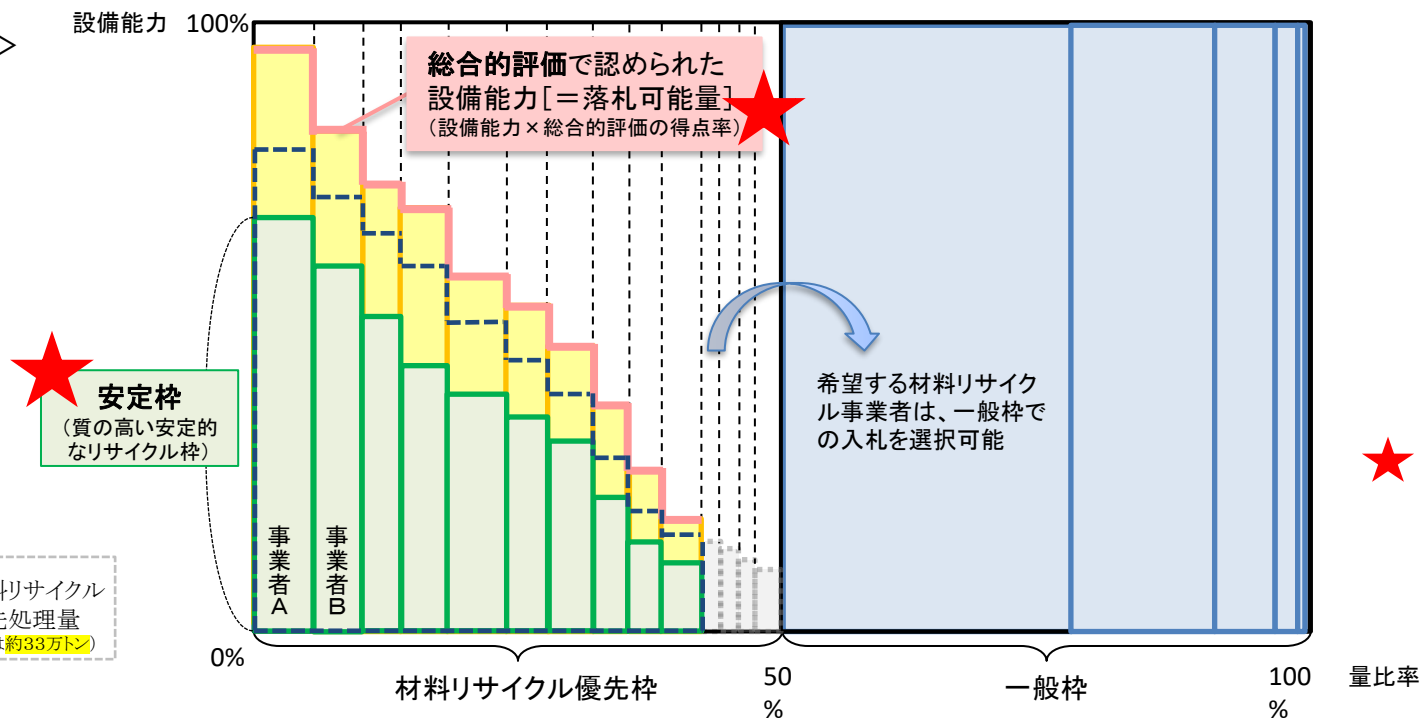
現行のプラスチック製容器包装に係る再商品化入札制度

■ プラスチック製容器包装をリサイクルする手法としては、大きく材料リサイクルとケミカルリサイクルの2種類がある。

- 市町村による回収量の50%を、材料リサイクル事業者が優先的に落札できる枠【材料リサイクル優先枠】とし、残り50%を、リサイクル手法を問わずに事業者が落札できる枠【一般枠】として運用。
- 品質の一定水準の維持・向上を図るため、総合的評価で認められた設備能力（設備能力×総合的評価の得点率）を各事業者の落札可能量とする。
- 材料リサイクル事業者は、総合的評価で認められた設備能力のうち一定の量を【安定枠】として、材料リサイクル優先枠で確実に落札できるものとする。
- 競争倍率の低い安定枠の導入に伴い、落札価格の不適切な高騰を防ぐため、厳しい上限価格を設定し※、これを超える応札は無効とする。

※上限価格は、枠にとらわれず入札全体に適用される。

<イメージ図>



入札制度の見直しの概要

収集量と処理能力の切迫への対応、適切な再商品化費用を実現し、再商品化の量・質の拡大向上、再生材利用の一層の促進を図るため、プラスチック製容器包装・分別収集物の入札制度について以下のとおり見直しを行う

背景 … 現状の容器リサイクル法の入札制度においては、以下の課題を抱えている

短期的課題 ⇒ **収集量と処理能力の切迫への対応、物価高騰を迅速に反映する必要がある**

中期的課題 ⇒ **高度な品質の再生プラスチックの供給力を強化する必要がある**

【令和8年度以降】

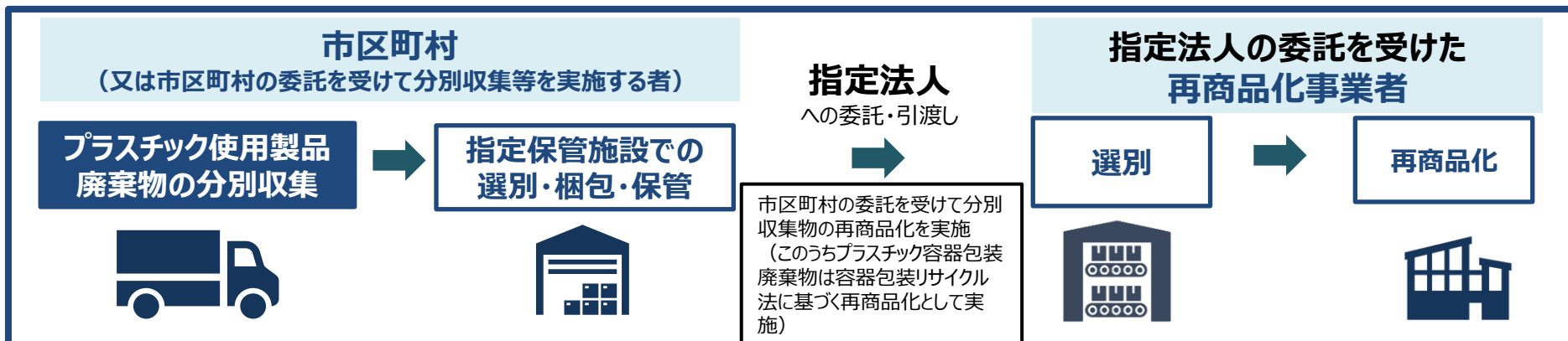
- 効率的な再商品化及び適切な競争環境を確保するため、**材料リサイクル事業者の処理能力を材料リサイクル優先枠含め最大限活用する方式に改める**（総合的評価方式の見直し、材料リサイクル優先枠の一本化（安定枠の廃止））
- その上で、材料リサイクル優先枠と一般枠双方の競争倍率を確保するため、材料リサイクル事業者各社の**材料リサイクル優先枠での最大落札可能量を処理能力の70%とする**（残りの30%は一般枠で入札が可能となり、落札可能量を100%活用できる）
- 上記変更を踏まえ、令和8年度は総合的評価方式の現行評価項目を材料リサイクル優先枠の参加要件として活用することで、材料リサイクル優先枠事業者としての質を確保する。（令和9年度以降は、結果を踏まえながら、総合的評価方式の評価項目見直しを含めて柔軟に検討していく。）
- 以上に伴い、厳格な上限価格を**適切な上限価格に改める**

【令和9年度以降】

- 材料リサイクル・ケミカルリサイクルの**ジョイントでの入札**を可能とする
- **ユーザーニーズに合わせるとともに再生材利用の高度化を図るため、「動静脈連携枠」を創設**し、要件を満たす事業分について、導入初年度は全体の数%から始め、段階的に拡大していった最大20%程度まで（材料リサイクル優先枠・一般枠から等分捻出[20%の場合、材料リサイクル優先枠40%、一般枠40%]）を優先的に割り当てる

※制度の詳細は引き続き検討し、関係者のニーズを踏まえつつ運用開始までに固める

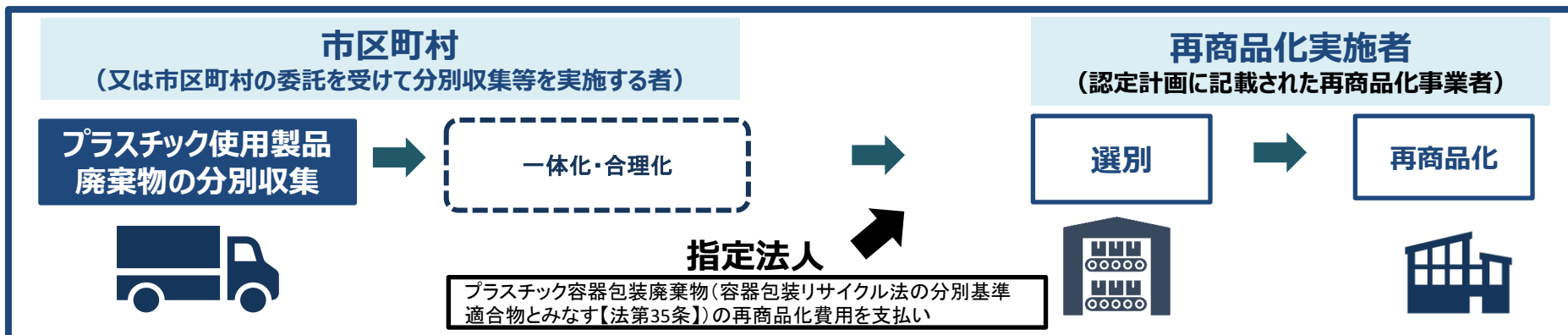
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法 (法32条)



市区町村は**分別収集物の基準**及び**手引き**に従って分別収集・再商品化する必要がある。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法 (法33条)

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になる。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要がある。

（参考）プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する 地方公共団体数及び量①

- プラ法に基づいて製品プラスチックを含めてプラスチック資源を分別収集する自治体数は**228（人口カバー率24.3%）**
 - － 一括回収して指定法人に引き渡しを行う自治体：**198**
 - － 再商品化計画の認定を取得して、契約する再商品化事業者に引き渡しを行う自治体：**40**

＜令和7年度末までに指定法人へ分別収集物の引き渡しを開始する地方公共団体数及び量＞

都道府県	地方公共団体 (組合含む)	数量 (ト)
北海道	8	3,803
青森県	1	360
岩手県	2	516
宮城県	5	4,352
福島県	4	1,664
栃木県	1	1,700
群馬県	4	1,889
埼玉県	2	4,350
千葉県	4	2,444
東京都	21	38,160
神奈川県	4	62,318
石川県	1	3,984
福井県	2	324
長野県	19	6,633

都道府県	地方公共団体 (組合含む)	数量 (ト)
岐阜県	1	9
静岡県	2	1,738
愛知県	14	34,204
三重県	1	1,200
京都府	2	3,660
大阪府	1	4,100
兵庫県	3	737
和歌山県	1	260
岡山県	4	5,948
広島県	1	827
香川県	1	41
福岡県	2	688
熊本県	1	260
鹿児島県	3	1,302
合計	115	187,471

自治体数：198

※「地方公共団体数」は、複数市町村で構成している組合を含む値。

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照

(<https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r06/pla02.pdf>)

(参考) プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する 地方公共団体数及び量②

<プラ法第33条に基づく認定を受けて分別収集を実施する地方公共団体>

市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1～ R8.3.31～ (3年間)	14,560	福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	134	長野県安曇野市 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	572
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1～ R8.3.31～ (2年3か月)	1,424	三重県菰野町 (R6.3.29)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	10	石川地方生活 環境施設組合 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	51
神奈川県横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1～ R8.3.31～ (3年間)	4,186	大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	4,420	神奈川県川崎市 (R6.12.6)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	5,375
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1～ R9.3.31～ (2年6か月)	4,608	京都府京都市 (R6.4.26)	R6.4.26～ R9.3.31～ (2年11か月)	8,100	愛媛県西予市 (R6.12.10)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	309
富山地区広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	6,735	三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1～ R9.3.31～ (2年10か月)	1,495	大阪府大阪市 (R6.12.11)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	16,017
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	2,664	佐賀県江北町 (R6.9.24)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	29	富山県小矢部市 (R6.12.27)	R7.10.1～ R10.3.31～ (2年6か月)	194
砺波広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	1,229	岐阜県羽島市 (R6.9.26)	R6.10.1～ R9.3.31～ (2年6か月)	147	神奈川県藤沢市 (R7.1.6)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	1,209
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	65	富山県射水市 (R6.11.20)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	428	東京都大田区 (R7.3.14)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	4,875
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	1,892	鳥取県琴浦町 (R6.11.20)	R7.10.1～ R10.3.31～ (2年6か月)	167	岡山県岡山市 (R7.3.24)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	300
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	2,430	愛知県岩倉市 (R6.11.28)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	896	合計	31件	84,719
岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	54	秋田県大仙市・ 秋田県美郷町 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	143	自治体数：41		
						※うち堺市は容器包装のみ分別収集を実施		
						※量(ト/年)：再商品化計画期間平均値		